足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、住宅の防犯に関する設備を設置し、又は防犯対策物品を購入した区民等に対し、その費用の一部を補助することにより、区民の防犯意識の高まりをとらえ、多種多様な防犯対策を推進することを目的とする。

　（補助対象者）

第２条　この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（以下「補助対象者」という。）に交付する。

（１）　住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置　当該住宅に居住する区民

（２）　自己が保有する自転車、バイク及び自動車の防犯対策に係る物品（以下「防犯物品」という。）の購入　当該防犯物品を購入した区民

（３）　共同住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置　次に掲げる者

ア　共同住宅（公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第２条第２号に規定する公営住宅及びこれに準ずる住宅を除く。以下この号において同じ。）の所有者、当該共同住宅の管理組合、当該共同住宅に居住する者が加入する自治会その他の当該共同住宅の管理を担うもの

イ　共同住宅の販売者又は施工者（新たに建築する共同住宅に防犯設備を設置する場合に限る。）

ウ　公営住宅法第２条第２号に規定する公営住宅又はこれに準ずる住宅に居住する者が加入する、自治会その他の当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の管理を担う団体であって、当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の居住者によって構成されるもの

（補助金の交付対象等）

第３条　本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第１から第３までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入のうち、当該年度内に施工又は購入が完結するものに係る費用（当該防犯設備の設置に係る工事費等を含む。）とする。ただし、区長が、刑法犯を未然に防止するため特に必要と認めるときは、別表第１から第３までに掲げるものに該当しない場合であっても、本補助金の交付対象とすることができる。

２　共同住宅に対する防犯設備の設置における防犯カメラの設置上限は、別表第３に掲げるとおりとする。ただし、建物の形状により、防犯上効果的であると区長が認める場合は、区長が認めた必要最小限の台数を上限とすることができる。

（補助金の金額等）

第４条　本補助金の交付額は、当該補助対象経費に別表第１から第３までに掲げる補助率を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が別表第１から第３までに掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額を本補助金の交付額とする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項の防犯上効果的であると区長が認める場合における、共同住宅に対する防犯設備の設置に係る補助上限額は、別表第３に掲げる補助上限額に、同表に掲げる上限台数を超えて設置する防犯カメラの台数に３万円を乗じた額を加えた額とする。

３　本補助金の交付は、別表第１から第３までに掲げる項目数等を限度とする。

４　別表第１から第３までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入を行ったとして既に本補助金の交付を受けた項目があるものについては、再度補助を受けることができない。ただし、当該設置した防犯設備又は購入した防犯物品が犯罪被害に遭い紛失し、又は毀損した場合において、再度補助することが妥当と認められるときは、再度交付することができる。

（補助金の交付申請）

第５条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書等を提出することにより申請するものとする。

（１）　住宅に対する防犯設備の設置　足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）（別記第１号様式の１）及び次に掲げる書類

ア　防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ　申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

ウ　施工後又は設置後の写真

エ　防犯カメラを設置する場合にあっては、当該防犯カメラの設置工事の内容が確認できるカタログ、設置箇所がわかる図面及び写真

オ　録画機能付きインターホンの取付け又は交換をする場合にあっては、当該録画機能が動画又は静止画のいずれであるかを確認できるカタログその他の区長が必要と認めた書類

（２）　防犯物品の購入　足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）（別記第１号様式の２）及び次に掲げる書類

ア　購入した物品の内容、購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ　申請者の本人確認書類の写し（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）

ウ　購入した防犯物品の設置後の写真その他の区長が必要と認める書類

（３）　共同住宅に対する防犯設備の設置　足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（共同住宅に対する防犯設備の設置）（別記第１号様式の３）及び次に掲げる書類

ア　防犯設備の設置に係る工事等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し

イ　申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

ウ　申請者が当該共同住宅を所有等していることが分かる書類（登記記録、管理会社との契約書等）の写し

（４）　第３条第１項ただし書の規定により補助対象となる物品等　足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（その他物品）（別記第１号様式の４）及び次に掲げる書類

ア　当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し

イ　申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類の写し

ウ　施工後又は設置後の写真その他の区長が必要と認める書類

２　前項の規定による本補助金の申請は、区長が別に定める期間内に行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第６条　区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、区長は、当該交付の可否について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付決定通知書（別記第２号様式）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金不交付決定通知書（別記第３号様式）により申請者に通知するものとする。

２　区長は、前項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち、前条第３号及び第４号に係る申請者に対し、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（共同住宅に対する防犯設備の設置）（別記第４号様式の１）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（その他物品）（別記第４号様式の２。以下「実績報告書」と総称する。）の提出を求めるものとする。

３　区長は、第１項の規定による本補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

（実績報告書の提出）

第７条　前条第２項の規定により実績報告書の提出を求められた者は、当該防犯設備の設置に係る工事等の施工又は購入が完了したときは、速やかに、実績報告書に次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（１）　共同住宅に対する防犯設備の設置　次に掲げる書類

ア　防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ　その他区長が必要と認める書類

（２）　第３条第１項ただし書の規定により補助対象となる物品等　次に掲げる書類

ア　当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

イ　その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　区長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の額を確定するものとする。この場合において、区長は、確定した本補助金の額について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付確定通知書（別記第５号様式）により当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付時期及び交付方法）

第９条　区長は、第６条第１項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち第５条第１号及び第２号に係る申請者、又は前条の規定により本補助金の額の確定をした者から、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第６号様式）の提出を受けたときは、速やかに当該口座振替依頼書に記載された口座へ本補助金を振り込むものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１０条　区長は、本補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。

（２）　交付決定に付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第１１条　区長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査）

第１２条　区長は、必要があると認めるときは、本補助金が交付された防犯設備等について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

　（交付申請の特例）

第１３条　第５条の規定にかかわらず、本補助金の交付の申請は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

（委任）

第１４条　この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付　則（５足危危発第１２２２号　令和５年１１月１日　区長決定）

この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。

付　則（５足危危発第１３１３号　令和５年１１月１７日　区長決定）

１　この要綱は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の別表第１の規定は、施行日後の防犯設備の設置について適用し、施行日以前の防犯設備の設置については、なお従前の例による。

付　則（６足危危発第１３８号　令和６年４月２６日　区長決定）

この要綱は、令和６年４月２６日から施行する。

付　則（６足危危発第６５３号　令和６年７月１２日　区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表第１（第３条、第４条関係）

住宅に対する防犯設備の設置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象項目 | 補助率 | 補助上限額 |
|  | 全般 |  |  |
| 1 | 防犯カメラの設置※　侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。 | 1/2 | 上限３０,０００円 |
| 2 | インターホン連携型防犯カメラ※　侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。 | 1/2 | 上限１５,０００円 |
|  | 侵入盗対策 |  |  |
| 3 | 防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークなし） | 1/2 | 上限１,５００円 |
| 4 | 防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークあり） | 上限７,５００円 |
| 5 | ガラス破壊センサーの取付け又は交換 | 上限１,５００円 |
| 6 | センサー付きアラームの取付け又は交換 | 上限１,５００円 |
| 7 | 窓への補助錠の取付け又は交換 | 上限１,０００円 |
| 8 | 防犯ガラスへの交換 | 上限２５,０００円 |
| 9 | 面格子の取付け又は交換 | 上限１５,０００円 |
| 10 | 防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換 | 上限２,０００円 |
| 11 | 玄関補助錠の取付け又は交換 | 上限１,０００円 |
| 12 | サムターンカバーの取付け又は交換 | 上限５００円 |
| 13 | ガードプレートの取付け又は交換 | 上限１,０００円 |
| 14 | ドアスコープカメラ | 上限１０,０００円 |
| 15 | ドアチェーン | 上限１,０００円 |
| 16 | センサーライトの設置 | 上限５,０００円 |
| 17 | 防犯砂利 | 上限１,５００円 |
| 18 | ネットランチャー | 上限２５,０００円 |
|  | 特殊詐欺対策 |  |  |
| 19 | 自動通話録音機 | 2/3 | 上限６,５００円 |
| 20 | 自動通話録音機（65歳以上の者がいる世帯） | 3/4 | 上限７,５００円 |
| 21 | 録画（静止画）機能付きインターホンの取付け又は交換 | 2/3 | 上限２５,０００円 |
| 22 | 録画（静止画）機能付きインターホンの取付け又は交換（65歳以上の者がいる世帯） | 3/4 | 上限３０,０００円 |
| 23 | 録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 | 2/3 | 上限６０,０００円 |
| 24 | 録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換（65歳以上の者がいる世帯） | 3/4 | 上限７５,０００円 |
| 25 | ナンバーディスプレイ付電話機 | 2/3 | 上限６,５００円 |
| 26 | ナンバーディスプレイ付電話機（70歳以上の者がいる世帯） | 3/4 | 上限７,５００円 |

注１　侵入盗対策及び特殊詐欺対策については、当該年度内にそれぞれ２項目までを対象とする。

注２　項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

別表第２（第３条、第４条関係）

防犯物品の購入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象項目 | 補助率 | 補助上限額 |
|  | 自転車盗難対策 |  |  |
| 1 | 自転車シリンダー錠 | 2/3 | 上限６００円 |
| 2 | 自転車ワイヤーロック | 上限１,３００円 |
| 3 | 自転車カゴカバー | 上限１,３００円 |
| 4 | 自転車カバー | 上限２,０００円 |
| 5 | バッテリーロック | 上限１,３００円 |
| 6 | ヘルメットホルダー | 上限６００円 |
| 7 | アラームロック | 上限１,３００円 |
| 8 | スマートロック | 上限３,３００円 |
|  | バイク盗難対策 |  |  |
| 9 | Ｕ字ロック | 2/3 | 上限２，０００円 |
| 10 | チェーンロック | 上限２，０００円 |
| 11 | ディスクロック | 上限２，０００円 |
| 12 | ブレードロック | 上限２，６００円 |
| 13 | バイクカバー | 上限２，０００円 |
|  | 自動車盗難対策 |  |  |
| 14 | タイヤロック | 1/2 | 上限２,０００円 |
| 15 | ハンドルロック | 上限３,０００円 |
| 16 | ナンバープレート盗難防止用ネジ | 上限１,０００円 |
| 17 | リレーアタック防止機能付きキーボックス | 上限１,５００円 |
| 18 | 車用防犯アラーム | 上限５,０００円 |
| 19 | ペダルロック | 上限５,０００円 |
| 20 | 自動車カバー | 上限３,０００円 |

注　全ての項目のうち３項目まで、１項目につき１品までを対象とする。

　別表第３（第３条、第４条関係）

共同住宅に対する防犯設備の設置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象 | 補助率 | 補助上限額 |
| 1 | 敷地内（駐輪場を除く。以下同じ。）への防犯カメラの設置（上限５台）※　建物の形状により５台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。※　侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。 | 1/2 | 上限１５０,０００円 |
| 2 | 駐輪場への防犯カメラの設置（上限５台）※　５台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。※　自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。 | 2/3 | 上限２００,０００円 |

注　敷地内への防犯カメラの設置については、共同住宅の出入口及びその敷地内の四隅で５台を上限とする。